

2月10日(月) 栃木市役所 新庁舎オープン

◆新庁舎の概要  
 全面と北側駐車場の一部が使用できなくなり。①1  
 栃木市万町9番25号 月24日(金) 18時~25日(土) 15分~19時)は、休止させていただきます。☆2月7日(金) 本庁舎  
 ▽代表電話 22-3535 20時②1月31日(金) 18時  
 ▽駐車場台数 約400台 (2月1日(土) 20時③2月  
 7日(金) 18時~8日(土) 3日以降 ☎21-2309)

■引越しのため、次の日時  
 20時  
 7日(金) 18時~8日(土) 3日以降 ☎21-2309)

★新庁舎3階から5階部分(2月3日(月)開始(現庁舎での業務は1月31日(金)まで) 総合政策課、まちなか土地利用推進室、地域医療対策室、秘書広報課、財政課、地域医療対策室、総務課、職員課、契約検査課、管財課、斎場整備室、新エネルギー対策室、産業基盤整備課、道路課、河川緑地課、下水道課、都市計画課、建築課、建築指導課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、伝建推進室、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、情報推進課、危機管理課  
 ★新庁舎2階部分(主に窓口関係の部署) 2月7日(金)まで) 市民税課、資産税課、収税課、市民生活課、交通防犯課、保険医療課、環境課、人権・男女共同参画課、社会福祉課、生活福祉課、こども課、保育課、高齢福祉課、介護保険課、健康増進課(一部)、商工観光課、農林課、会計課、農業委員会事務局

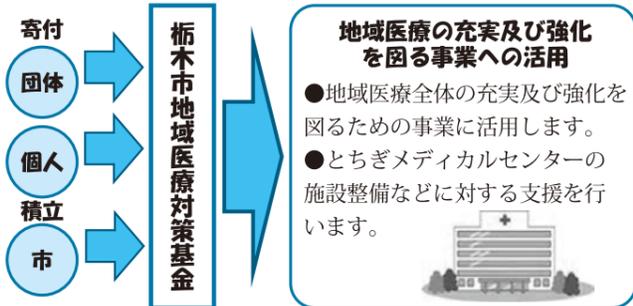
### 地域医療対策基金について

支援センター等の整備を完了させ、皆さんが安心して暮らすことができる新しい医療体制づくりを進めています。市は、この施設整備などに対する支援も、地域医療対策基金を財源に行っています。

市民の皆さんや企業の皆様方には、地域医療確保に向けた取組を理解いただくとともに、地域医療対策基金が今後より一層充実し、安定した財源として確保されていくよう、ぜひ基金への協力をお願いします。

本 地域医療対策室 ☎ 21 - 2419 (2月3日以降 ☎ 21 - 2336)

#### 地域医療対策基金はどのように活用されますか



#### ●地域医療対策基金とは

医師不足や病院の経営悪化等により地域医療の崩壊が心配される中で、市民の皆さんの保健福祉の増進を図ることを目的とし、健康で安心な生活の基本となる地域医療を守り、その充実と強化を図る事業に充てるために、市が平成23年度から毎年予算を組んで積み立てをしています。

#### ●基金のしくみ

市による積み立てだけではなく、広く市民の皆さんからの寄付も受け入れて積み立てをします。

このコーナーでお知らせしてきた病院の統合再編は、現在、平成25年4月1日に新たに設立された『一般財団法人とちぎメディカルセンター』が、平成28年4月を目途に、新病院の開院を始め、第2病院(仮称)、総合保健医療

### 相談業務のご案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本=本庁 都=都賀総合支所  
 大=大平総合支所 西=西方総合支所  
 藤=藤岡総合支所

2月10日以降、本庁舎は万町9-25に変わります。ご注意ください。

相 談	日 時	場所/問合せ先
○弁護士相談(事前に要予約)	2/14(金) 28(金) 10:00~12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎21-2144 (2月10日以降☎21-2122)
	3/20(木) 10:00~12:00	大平隣保館 ☎43-6611 / 0120-46-7830
	2/17(月) 10:00~12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎62-0903
○総合相談(行政・人権・家庭児童・青少年)	2/14(金) 28(金) 10:00~12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎21-2144 (2月10日以降☎21-2122)
○宅地建物相談(土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	2/14(金) 10:00~12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎21-2144 (2月10日以降☎21-2122)
○合同相談(行政・人権・心配・困りごと)	2/18(火) 13:00~15:00	西方保健センター/西 生活環境課 ☎92-0308
	2/25(火) 9:30~11:30	老人憩いの家/都 生活環境課 ☎29-1102
○市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎21-2144 (2月10日以降☎21-2122)
○消費生活相談	月~金曜日 9:00~16:00	市民会館/消費生活センター ☎23-8899
○年金相談	2/18(火) 10:00~12:00	大平隣保館 ☎43-6611 / 0120-46-7830
○外国人相談	2/15(土) 20:00~22:00	大平隣保館 ☎43-6611 / 0120-46-7830
○行政相談	2/18(火) 10:00~12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎62-0903
○人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	大平隣保館☎43-6611 / 0120-46-7830 厚生センター☎24-2444 人権・男女共同参画課 ☎24-0351(2月10日以降☎21-2161)
	2/12(水) 10:00~12:00	赤麻地区公民館/人権・男女共同参画課 ☎24-0351(2月10日以降☎21-2161)
○いじめ相談電話(土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月~金曜日 9:00~17:00	市民会館(2月10日以降は本庁舎) / 青少年育成センター ☎24-0667 FAX23-6566
○青少年相談(非行問題・不登校など)	月~金曜日 9:00~17:00	市民会館(2月10日以降は本庁舎) / 青少年育成センター ☎・FAX23-6566
○家庭児童相談(0~17歳の子どもの家族)	月~金曜日 9:00~16:00	福祉庁舎(2月10日以降は本庁舎) / 家庭児童相談室 ☎21-2514(2月10日以降☎21-2227)
○ドメスティック・バイオレンス相談(配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9:00~16:00	福祉庁舎(2月10日以降は本庁舎) / 本 こども課☎21-2513(2月10日以降☎21-2229)
○就労支援相談(事前に要予約)(35歳以下の就労相談)	毎週月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00	栃木勤労青少年ホーム/栃木勤労青少年ホーム ☎22-3113



#### 「サクラサイト商法」について

皆さんは、「お金をあげます」 「芸能人と会える」などの不審なメールを受け取ったことはありませんか? 返信すると、出会い系サイト等へ誘導されます。

出会い系サイトのメール相手には「サクラ」と呼ばれるポイントを購入させるための担当がいる場合があります。「サクラ」は、こちらの趣味や生活環境を巧みに聞き出し、一定期間は無料でメールのやり取りをしますが、メールのやり取りをするに抵抗感がなくなったところ、ポイントの購入に導きます。

大抵、1ポイント10円で1回のメールの送受信で40ポイント必要になります。ポイントには、まとめて購入しなければなりません。多くのサイトで、クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等の複数の決済方法を提供しています。

簡単に支払うことのできる手軽さから、3千円、5千円、1万円、5万円、10万円と次々にポイントを購入してしまい、気付いた時には100万円以上使ってしまったという事が珍しくありません。

メールのやり取りの中で、「もう少しでお金ももらえる」「もう少しで芸能人に会える」という期待感を持たせるところで、ポイントが無くなり、また購入させます。最後には、貯金を使い果たし、クレジットカードは利用限度額に達し、ひどい時にはサラ金から借金までしてしまします。

トラブルを防ぐためには①サイト利用のきっかけとなる迷惑メール等には絶対返信をしない。②携帯電話やスマートフォン等にクレジットカード情報を記憶させない。③相手の身元が本当かどうか確認できないのにポイントを購入しない。④将来、収入が得られるということを前提としたポイント購入はしない。

出会い系サイトの利用者は30代~40代が多くみられます。現実社会の中で、何もせずに「お金をあげます」という都合のいい話はありません。ネットの中も現実社会と同じです。もし出会い系サイトを利用してしまったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

▽問合せ先 市消費生活センター(市民会館/日ノ出町 ☎23-8899)

